

最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

○消費税法の改正（消費税率8%から10%への変更）に伴い、最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式を消費税率10%に対応となるよう改正いたしました。

詳細については、

真岡市ホームページ内

- 「しごと・産業・入札」>「入札・契約情報」>「入札・契約に関する要綱・要領等」
- >『真岡市最低制限価格制度事務処理要綱』
- 『真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱』 をご覧ください。